広報

こしがや

7月1日

昭和52年（1977）No.548

編集

越谷市役所企画部広報課

昭和32年8月5日第三種郵便物認可
毎月2回（1日・15日発行）

はじめて手にした ジャガイモに大喜び

市立「あけぼの学園」でイモ掘り

市内東小林の重度心身障害児通園施設「あけぼの学園」で6月22日、園内につくられた保母と職員手作りのジャガイモ畑で、園児15人は保母や応援に駆けつけたお母さん、ボランティアと一緒にイモ掘りを楽しみました。

日ごろ土に親しむ機会の少ない園児たちは、掘り出したジャガイモを手に大はしゃぎ。この日収穫されたバケツ10杯ほどのジャガイモは、お昼にさっそくトリ肉と一緒に煮て出され、みんな大喜びでした。

猪突猛進 (79)

梅雨空はらう ホットなニュース

市長　黒田重晴

〝春はまだ遠くに〟あった越谷市にも、ようやく遅い春がめぐり来たのでしょうか?。

外はうっとおしい梅雨空の六月でしたが、市長室にも久しぶりに青空がのぞみ、明るい太陽の光がさしこんだかのような日々がありました。

去る十八日には大林新生自治会の役員の皆さんが訪れました。用件は、先に相談を受けていた自治会内の集中方式の浄化槽が不完全で困りぬいていたのを、市の職員の努力で改善出来たお礼に見えたのでした。そして、会長さんから担当した市の職員に感謝状を出したいとのことでした。

市民の方から市役所職員が感謝状を受けるのは初めてのことでもあり、私はいただくことにとまどいとためらいを感じましたが、皆さんのご好意を卒直にお受けし、職員に伝達しました。

当然の職務を、当然のこととして行ったに過ぎませんが、それを市民の方に卒直によろこんでいただき、職員が誉められるのは、やっぱり私もうれしく、職員にとっても、一層の励みになることでしょう。

特に私が感激したのは、下水処理施設の改善に熱心に努力を続けてこられた、婦人の対策委員長さんが、〝私たちはなんでも市当局に頼ることではなく、自分たちで出来ることは自分たちの手で解決に努力し、自分たちの力では出来ないことを市にお願いしています〟と発言したことでした。

市民の皆さんがみんな、こんな考え方になった時、越谷市はほんとうに素晴しいまちになることでしょう。そして現実に、市内のあちこちの自治会で、こうしたしっかりした住民自治の芽がどんどんと芽生え、育ちつつあるのです。私はこのことが何よりもうれしく、市長としての生き甲斐とよろこびを感じるのです。

越谷市の暗雲を吹きはらったニュースもありました。市の基本方針として実施している開発指導要綱を守らないため、水道給水をストップしたことから、裁判になっていた、蒲生旭町の藤井征紀さんとの二年間の紛争事件に解決の道が開けたのでした。

藤井さんが「開発指導要綱を守り、協力したい」と、去る十九日付で訴訟の取り下げ申請を越谷地裁に出し、市も二十二日にこれに同意し、裁判は終りました。

何の私怨もない市民の方と争わざるを得ない立場にあって苦しんでいた私の心も、これでほんとうに晴れ晴れしました。

藤井さんの話しによると、開発指導要綱に反発し、周囲の応援団に激励されて訴訟を起したものの、二年間井戸水だけの生活は大変なもので、特に奥さんが悲鳴をあげてしまった、とのことでした。

私も個人的には藤井さん一家に申訳けない気持ですが、越谷市の将来のために、今後も鬼になる以外にない場合があるのです。

〝もう政治的に利用されるのはこりごりです。これからは市政に協力して自分の家庭生活を守って行きたい〟としんみりと話しておられた藤井さん一家のご多幸を祈りたいと思います。

それにしても、必要以上にこの事件を混乱させた「応援団」の無責任さには、強い怒りがこみ上げてきます。

越谷市の人口

（昭和52年6月1日現在）
（住民基本台帳）

総人口	20万4669人	879人増
男	10万3230人	373人増
女	10万1439人	506人増
世帯数	5万8761世帯	251世帯増

土地の税額はこうなります

固定資産税の負担調整措置と税額算定法

土地や家屋に対して課税されるのが固定資産税です。このうち土地については、その土地の評価額に対して税金が計算されますが、この評価額は三年に一度づつ評価替えが行われ、昭和五十一年度に新しい価格になりました。

評価替えにより評価額が上がり、そのため土地の税金も上がりました。この上昇率が高いため、納税者の負担が大きく、新しい評価額になる昭和五十四年まで、毎年少しづつ一定の割合で税金を上げる負担調整措置による税金の計算を行っています。そこで今年度の税額はどのようになるか、算定方法を中心に説明します。

宅地等についての負担調整措置

宅地等に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税については、評価額の昭和五十年度分の課税標準額に対する上昇率に応じて定める負担調整率を、毎年度、前年度の税額に乗じて求めることとしており、この負担調整率は三種類あるとされています。

なお具体的な内容は次のとおりです。

一、負担調整率の対象増

一般農地等を市街化区域農地以外の農地とする対象とされます。具体的には宅地以外宅地、雑種地、農地、採草地、牧場、原野および雑種地です。

二、負担調整率とは

昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税は、前年度分の固定資産税の課税標準額に、次表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額として、税額を算定します。

ただし、負担調整率を乗じて得た課税標準額が税に基づく課税標準額に達したときは、本則課税となります。

三、上昇率の求め方

(1)原則―住宅用地以外の宅地等に適用

上昇率＝51年度 固定資産税の課税標準となるべき価格（以下「評価額」という）／50年度課税標準額

(2)例外―住宅用地については各々求める

イ…小規模住宅用地

51年度評価額×$\frac{1}{3}$／50年度課税標準額＝上昇率

ロ…その他の住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）

51年度評価額×$\frac{1}{3}$／50年度課税標準額＝上昇率

＊一筆中に住宅用地と非住宅用地が混在する場合の「上昇率」の求め方は、次の問題を参照してください。

（例）一筆600㎡の宅地の場合

住宅用地	300㎡
小規模住宅用地	200㎡
その他	100㎡
個人の非住宅用地	300㎡

小規模住宅用地200㎡
その他の住宅用地100㎡
個人の非住宅用地300㎡

をそれぞれ一つの宅地とみなして課税標準額を求めます。

三、「前年度分の固定資産税の課税標準額」の算出

(1)五十一年度課税に係る場合

・五十一年度において、すでに課税されている宅地等については、当該宅地の五十一年度課税標準額

・五十一年度の評価期日において、地目変換等に基づき新たに課税される宅地等は、当該宅地の評価額課税標準額

(2)五十二年度の課税に係る場合

・五十二年度の課税標準額

・五十二年度の評価期日において、地目変換等に基づき新たに課税される宅地等は、当該宅地の評価額課税標準額

(3)五十三年度課税に係る場合・五十三年度に課税

・五十三年度の評価期日において、地目変換等に基づき新たに課税される宅地等は、当該宅地の評価額課税標準額

(4)前年度分の課税標準額算出方法の区分により各々算定します。

ア、小規模住宅用地である部分

イ、その他の住宅用地である部分

ウ、法人の非住宅用地である部分

エ、個人の非住宅用地である部分

宗教法人、この区分の非住宅である宅地等については、次の（エ）を参照してください。

（ア）一筆に住宅用地と非住宅用地が混在する場合の課税標準額の求め方について

小規模住宅用地である部分、その他住宅用地である部分、法人の非住宅用地である部分を二つ以上あわせ有する土地等（混在する宅地等）については、それぞれの部分を一つの宅地等とみなして「上昇率」および「負担調整率」の適用とします。

（イ）一筆に住宅用地と非住宅用地が混在する場合の課税標準額の求め方について

小規模住宅用地である部分、その他住宅用地である部分、法人の非住宅用地である部分を二つ以上あわせ有する土地等（混在する宅地等）について、「上昇率」および「負担調整率」の適用とします。

〈52年度の算式〉

50年度課税標準額×負担調整率＝51年度課税標準額

51年度課税標準額×負担調整率＝52年度課税標準額

52年度課税標準額×税率＝税額

宅地等に係る負担調整率表

上昇率	負担調整率
1.3倍以下	1.1
1.3倍超1.7倍以下	1.2
1.7倍超	1.3

〈計算例……3〉

計算例……2のうち用途変更宅地等に対する取扱い

51年度は個人の非住宅用地600㎡であった土地に居住の用に供する建物が1棟、延床面積40㎡建った場合、下記の様な計算になります。

個人の非住宅用地

50年度課税標準額　3,600,000円　上昇率　2.083倍

51年度評価額　7,500,000円　負担調整率　1.3

(1)課税標準額及び税額計算

	51年度	52年度	53年度
小規模住宅用地		300,000×1.3×1.3=507,000	507,000×1.3=659,100 / 625,000
その他の住宅用地		1,000,000×1.1×1.1=1,210,000	1,210,000×1.1=1,331,000 / 1,250,000
個人の非住宅用地	3,600,000×1.3=4,680,000	1,200,000×1.3×1.3=2,028,000	2,028,000×1.3=2,636,400 / 2,500,000
課税標準額合計	4,680,000	3,745,000	4,375,000
年度別税額	65,520	52,430	61,250

〈計算例……4〉

計算例……2のうち用途変更宅地等に対する取扱いで51年度は個人の非住宅用地600㎡であった土地に居住の用に供する建物が自分の家1棟、貸家2棟を同一敷地内に建てた場合

居住の用に供する建物が合計3棟になるため、小規模住宅用地は200㎡×3棟＝600㎡　敷地全体が小規模住宅用地になります。

小規模住宅用地

50年度課税標準額　900,000円　上昇率　2.083倍

51年度評価額(7,500,000×$\frac{1}{3}$)　1,875,000円　負担調整率　1.3

(1)課税標準額及び税額計算

	51年度	52年度	53年度
小規模住宅用地		900,000×1.3×1.3=1,521,000	1,521,000×1.3=1,977,300 / 1,875,000
その他の住宅用地		1,000,000×1.1×1.1=1,210,000	1,210,000×1.1=1,331,000 / 1,250,000
個人の非住宅用地	3,600,000×1.3=4,680,000		
課税標準額合計	4,680,000	1,521,000	1,875,000
年度別税額	65,520	21,294	26,250

都市計画税

都市計画税は都市計画法によって市街化区域内に所有する土地、家屋に対して課税される。昭和五十一年度から昭和五十三年度までの課税計算は固定資産税と同様に負担調整措置がとられています。

△五十一年度～五十三年度までの算式▽

「五十年度課税標準額……A」負担調整……$\frac{1}{3}$・$\frac{1}{3}$とした場合の各年度の課税標準額は

・五十一年度＝A×$\frac{1}{3}$×$\frac{1}{3}$

・五十二年度＝A×$\frac{1}{3}$×$\frac{1}{3}$×$\frac{1}{3}$

・五十三年度＝A×$\frac{1}{3}$×$\frac{1}{3}$×$\frac{1}{3}$×$\frac{1}{3}$

一、〈52年度の算式〉

50年度課税標準額×負担調整率＝51年度課税標準額

51年度課税標準額×負担調整率＝52年度課税標準額

52年度課税標準額×税率＝税額

二、負担調整率表―固定資産税、宅地等に係る負担調整率表が適用になります。

三、上昇率の求め方

∴ 上昇率＝$\frac{51年度評価額}{50年度課税標準額}$

あなたの

昭和52年度

一般農地に係る負担調整措置

一般農地に係る固定資産税は、昭和三十九年以来、その税負担が昭和三十八年度の税額に据え置かれてきたとされています。

しかし、その税額が他の土地に比べ、余りにも低額とされているため、昭和五十二年度の税制改正において、固定資産税の課税の適正化を図ることとされています。

この改正によると、昭和五十二年度から昭和五十五年度までの年度分の固定資産税については、新評価額に対し昭和五十年度負担調整率の上昇率に応じて定める負担調整率を、毎年度、前年度の税額に乗じて求めることとしており、この負担調整率は三種類とされています。

「一般農地に係る負担調整率」

昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税額に、一般農地に係る昭和五十年度分の課税標準額（一般農地）に、次に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額として、税額を算定します。

ただし、負担調整率を乗じて得た課税標準額が税に基づく課税標準額に達したときは、本則課税となります。

＊詳しくは市役所資産税課へお問い合せください。

農政9―三―二四編―六―二―三三

〈52年度の算式〉

50年度課税標準額×負担調整率＝51年度課税標準額

51年度課税標準額×負担調整率＝52年度課税標準額

52年度課税標準額×税率＝税額

農地に係る負担調整率表

上昇率	負担調整率
1.3倍以下	1.1
1.3倍超	1.2

二、上昇率の求め方

51年度評価額／50年度課税標準額＝上昇率

＊50年度課税標準額の定義

(1)昭和38年度の課税標準額を据え置いている場合は、その評価額

(2)すでに評価額課税をしている部分の農地は、その評価額

〔例〕農地の1000㎡あたり

38年度課税標準額	40,000円
48年度評価額	60,000円
51年度評価額	66,000円
50年度課税標準額	40,000円

＊の場合の事例

→50年度の固定資産税額 560円

(1)上昇率は 51年度評価額66,000円／50年度課税標準額40,000円＝1.65

(2)負担調整率は1.2を適用する。

(3)51～53年度までの固定資産税額

51年度40,000×1.2＝48,000×$\frac{1.4}{100}$＝672円

52年度48,000×1.2＝57,600×$\frac{1.4}{100}$＝806円

53年度57,600×1.2＝69,120×$\frac{1.4}{100}$＝967円

↑課税標準額 ↑負担調整率 ↑当該年度の税額 ↑税率 ↑当該年度の税額

〈計算例…1〉

土地面積 250㎡

50年度評価額　10,000円／㎡　2,000,000円

51年度評価額　12,500円／㎡　2,500,000円

50年度住宅用地的別課税標準額

土地は利用の仕方によって課税標準額の計算方法が異なります。

(1)小規模住宅用地　300,000円　(3)個人の非住宅用地　1,200,000円

(2)その他の住宅用地　1,000,000円　(4)法人の非住宅用地　2,000,000円

(1)小規模住宅用地の場合

居住の用に供する建物が1棟建っている場合、200㎡までが小規模住宅用地になります。（4分の1課税）

負担調整率＝$\frac{2,500,000\times\frac{1}{4}}{300,000}$＝$\frac{625,000}{300,000}$＝2.083倍（上昇率）

上昇率が1.7倍超のため1.3の負担調整率が適用になります。

▷昭和51～52年度の固定資産税

	50年度課税標準額		負担調整率		51年度課税標準額		(税率)		税額
51年度	300,000	×	1.3	＝	390,000	×	$\frac{1.4}{100}$	＝	5,460円
52年度	390,000	×	1.3	＝	507,000	×	$\frac{1.4}{100}$	＝	7,098円
53年度	507,000 / 2,500,000	×	1.3 / ×	＝	659,100 / 625,000				

負担調整率を乗じて得た53年度課税標準額が本則課税を超える場合は、本則課税が53年度の課税標準額となります。

625,000 × $\frac{1.4}{100}$ ＝ 8,750円

(2)その他の住宅用地

居住の用に供する建物の延床面積の10倍までが住宅用地に含りますが、このうち小規模住宅用地面積を差引いたのちの面積をいいます。（2分の1課税）

負担調整率＝$\frac{2,500,000\times\frac{1}{2}}{1,000,000}$＝$\frac{1,250,000}{1,000,000}$＝1.250倍（上昇率）

上昇率が1.3以下のため1.1の負担調整率の適用になります。

▷昭和51～53年度の固定資産税

51年度	1,000,000	×	1.1	＝	1,100,000	×	$\frac{1.4}{100}$	＝	15,400円
52年度	1,100,000	×	1.1	＝	1,210,000	×	$\frac{1.4}{100}$	＝	16,940円
53年度	1,210,000 / 2,500,000	×	1.1 / ×	＝	1,331,000 / 1,250,000				

負担調整率を乗じて得た53年度課税標準額が本則課税（2分の1課税）を超える場合は、本則課税が53年度の課税標準額となります。

1,250,000 × $\frac{1.4}{100}$ ＝ 17,500円

(3)個人の非住宅用地

居住の用に供する建物の敷地以外の土地で業務所、倉庫、車庫、物置等の敷地又は建物の建っていない土地。（100分の課税）

負担調整率＝$\frac{2,500,000}{1,200,000}$＝2.083倍（上昇率）

上昇率が1.7倍超のため1.3の負担調整率が適用になります。

▷昭和51～53年度の固定資産税

51年度	1,200,000	×	1.3	＝	1,560,000	×	$\frac{1.4}{100}$	＝	21,840円
52年度	1,560,000	×	1.3	＝	2,028,000	×	$\frac{1.4}{100}$	＝	28,392円
53年度	2,028,000 / 2,500,000	×	1.3 / $\frac{100}{100}$	＝	2,636,400 / 2,500,000				

負担調整率を乗じて得た53年度課税標準額が51年度評価額を超えた場合は、51年度評価額が課税標準額となります。

2,500,000 × $\frac{1.4}{100}$ ＝ 35,000円

(4)法人の非住宅用地

法人の所有する居住の用に供する土地以外で工場、倉庫、事務所等の敷地又は建物の建っていない土地。（100分の課税）

負担調整率＝$\frac{2,500,000}{2,000,000}$＝1.25倍（上昇率）

上昇率が1.3倍以下のため1.1の負担調整率が適用になります。

▷昭和51～53年度の固定資産税

51年度	2,000,000	×	1.1	＝	2,200,000	×	$\frac{1.4}{100}$	＝	30,800円
52年度	2,200,000	×	1.1	＝	2,420,000	×	$\frac{1.4}{100}$	＝	33,880円
53年度	2,420,000 / 2,500,000	×	1.1 / $\frac{100}{100}$	＝	2,662,000 / 2,500,000				

負担調整率を乗じて得た53年度課税標準額が51年度評価額を超える場合は、評価額が課税標準額となります。

2,500,000 × $\frac{1.4}{100}$ ＝ 35,000円

上記のように同じ面積の土地でも使用目的によって税額の計算は変わってきます。

下表は、各年度ごとの税額の推移を一覧表にしたものです。

		51年度	52年度	53年度
住宅用地	小規模住宅用地	5,460円	7,098円	8,750円
	その他住宅用地	15,400	16,940	17,500
非住宅用地	個人の非住宅用地	21,840	28,392	35,000
	法人の非住宅用地	30,800	33,880	35,000

〈計算例…2〉

土地面積 600㎡（個人所有）

50年度評価額　10,000円／㎡　6,000,000円

51年度評価額　12,600円／㎡　7,500,000円

居住の用に供する建物が1棟

延床面積40㎡

使用目的別面積計算

住宅用地面積は建物の延床面積の10倍までになり、400㎡となります。うち、200㎡が小規模住宅用地になります。

住宅用地 400㎡ ｛小規模住宅用地 200㎡／その他の住宅用地 200㎡｝

非住宅用地 200㎡→個人の非住宅用地 200㎡

(1)使用目的別課税標準額

	50年度課税標準額	51年度価格	上昇率	負担調整率
小規模住宅用地	300,000	625,000	2.083	1.3
その他の住宅用地	1,000,000	1,250,000	1.25	1.1
個人の非住宅用地	1,200,000	2,500,000	2.083	1.3

(2)課税標準額及び税額計算

	51年度	52年度	53年度
小規模住宅用地	300,000×1.3=390,000	390,000×1.3=507,000	507,000×1.3=659,100 / 625,000
その他の住宅用地	1,000,000×1.1=1,100,000	1,100,000×1.1=1,210,000	1,210,000×1.1=1,331,000 / 1,250,000
個人の非住宅用地	1,200,000×1.3=1,560,000	1,560,000×1.3=2,028,000	2,028,000×1.3=2,636,400 / 2,500,000
課税標準額合計	3,050,000	3,745,000	4,375,000
年度別税額	42,700	52,430	61,250

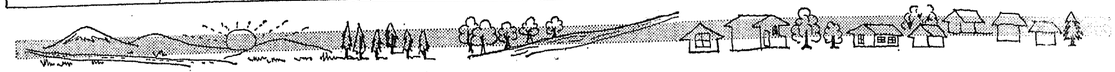

住みよい社会悔いない一票

7月10日（午前7時～午後6時）は

参議院議員選挙の投票日です

国会を構成する参議院議員の選挙は七月十日（日）に行われます。私たちの一票は、明日の日本を決定します。棄権することなく、必ず投票しましょう。

不在者投票の期間

投票日当日都合悪い方は不在者投票の方法があります。投票期日の二月九日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで市役所一階ロビーで受付ています。入場券と印鑑を持参ください。

入場券は個人宛に郵送します

入場券は個人宛に郵送します。今回の選挙に投票を済ませて、前日まで入場券が届かない場合でも、投票所で入場券が届かない旨を申し出ていただければ投票できます。

また、選挙事務の一部を電子計算機で処理しています。そのため有権者の方々の名簿を作ることになりましたが、多くの方の名前を市役所で判明しましたので誤り等えたかもあるかと思います。

もし誤り等ありましたら入場券に正しい誤りかを書いて投票所へ持参ください。

選挙公報が配布されています

各立候補者の政見や経歴、写真を掲載した「選挙公報」を各地区自治会長さん等を通してみなさんの家へ配送しています。まだ、お手元に届かない向は市選挙管理委員会事務局へ連絡ください。

「投票用紙は二種類です」

地方区と全国区

投票用紙は地方区および全国区の二種類です。

全国区→白色の紙に黒色のインクで印刷してあります

地方区→薄い黄色の紙に黒色のインクで印刷してあります

投票の際には、十分気をつけて投票しましょう。

「投票所が一か所変わりました」

第四投票所、南越谷公民館整理委員地区が、南越谷公民館整理委員地区になりました。

開票は翌日開票

七月十一日（月）です

開票は翌日開票で七月十一日（月）午前八時から市立第二体育館で行います。入場できる方は、越谷市の選挙人名簿に登録されている方です。

△問い合せ▽

越谷市選挙管理委員会事務局

電話64―二二一内線三二・五〇三

立会演説会は7月4日に開催されます

▷とき　7月4日（月）午後1時30分から

▷ところ　市立第一体育館

立候補者の政見を聴くよい機会です。多数と来場ください。なお、車での来場は混雑が予想されますのでご遠慮ください。

六月定例市議会が開かれました

六月定例市議会は、六月一日から十三日までの十三日間、市役所議場で開かれました。この議会では市長から十九議案が提出され、市長などの三役、議員、非常勤の特別職の報酬改正案等五議案が継続審査となったほか、いずれも原案のとおり可決されました。主な議案の内容は次のとおりです。

人権擁護委員に浅見英蔵氏・藤掛彦治氏を推選

人権擁護委員浅見英蔵氏及び藤掛彦治氏が、それぞれ九月十四日をもって任期満了となるので、浅見氏の後任に法務大臣宛、藤掛氏の後任に法務大臣宛推薦の旨が諮問されました。

浅見英蔵氏（73歳）

住所　越谷市花田字鶴巻二十三―二十五

職歴等　民生委員（72歳）

住所　越谷市北越谷二―十四―十二

監査委員に藤浪照成氏を選任

越谷市監査委員のうち議員選出委員の後任監査委員として、昭和五十二年五月二十五日をもって監査委員を辞任したので、その後任に藤浪照成氏が選任されました。

藤浪照成氏（79歳）

住所　越谷市川柳町一―二二二

越谷市立病院建設委員会条例が廃止されました

市立病院の開院に伴い、越谷市立病院建設委員会は、その設置目的を達成したので条例が廃止されました。

小規模事業者資金・特別小口資金

融資限度額が一〇〇万円引き上げられました

金融面において、自力・担保力の乏しい市内の中小企業者に対し、機動的な低利資金の資金枠になるため、小規模事業者資金を三〇〇万円から三〇〇万円に、特別小口資金を二五〇万円から三〇〇万円に、融資限度額がそれぞれ一〇〇万円引き上げられました。

△小規模事業者資金▽

・小規模事業者資金……三〇〇万円

・特別小口資金……三〇〇万円

継続審査となった議案

▽越谷市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

▽越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

▽市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

▽越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

▽越谷市消防団条例の一部を改正する条例制定について

その他可決された議案

▽専決処分事項の承認を求めることについて（昭和五十一年度越谷市一般会計補正予算第十号）

▽専決処分事項の承認を求めることについて（昭和五十一年度越谷市国民健康保険特別会計補正予算第三号）

▽専決処分事項の承認を求めることについて（昭和五十一年度越谷市公共下水道事業特別会計補正予算第三号）

▽専決処分事項の承認を求めることについて（昭和五十一年度越谷市病院事業会計補正予算第三号）

▽市道路線の認定について

▽市道路線の廃止について

▽越谷市公民館整理委員規則の一部を改正する条例制定について

▽越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

みんなの広場

⇧ 甘いかおりをただよわせ

ここ南内瑞森の森田金里さん宅には、出荷の最盛期を過ぎたものの鉢植えくちなしが可憐な花を咲かせています。
その純白でもの凄しい花は、深緑の葉にひときわ映え、なんともいえぬ甘いかおりをあたり一面にただよわせています。

⇧ ママ〝ナイス〟バッティング

第6回越谷市家庭婦人ソフトボール連盟大会

ときおり小雨が降らく6月23日、南内瑞林の総合公園で第2回越谷市家庭婦人ソフトボール連盟会に21チームが参加、かん高い声援がとびかうにぎやかな大会となりました。
〝ママがんばって〟の声援に若いママさんたちは大いにハッスル。この1日はかりは家事のことも忘れ楽しい1日を過しました。
▷優勝　ピーバーズ　▷準優勝　ピーナス　▷3位　若草　不動クラブ

▶ 力投するママさんピッチャー

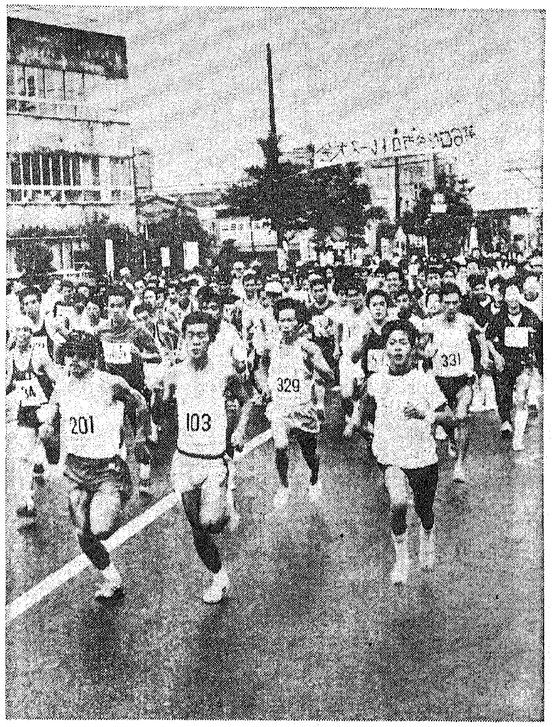

⇧ 小雨に走る——322人

第6回ロードレース大会

小雨降る6月19日、第6回ロードレース大会には、これまで最高の322人が参加、悪コンディションのなか健闘を競い合いました。
大会はマラソンブームを反映してか、横須賀と東京から参加したアメリカ人7人（うち女性1人）をはじめ市外や県外の参加者が半数を占め、このロードレース大会も県内のみならず広く関東近県のマラソン愛好者たちの交流の場となりつつあります。

＝各部優勝者＝

▷1部（中学男子・3㌔）　高橋雅哉（大沢4丁目）
▷2部（16～26歳・10㌔）　堀田正次（南越谷1丁目）
▷3部（27～34歳・10㌔）　関井正典（相模町6丁目）
▷4部（35～45歳・5㌔）　正勝勝則（相模町7丁目）
▷5部（46歳以上・5㌔）　宮川逸男（大沢3丁目）
▷6部（女子中学生以上・3㌔）　権野孫興（大房　）

〝7月山行〟丹沢大山をハイキング

とき　7月17日（日）雨天中止
ところ　神奈川県・丹沢大山（表丹沢）
行程　時間約3時間30分
集合　越谷駅上午前6時30分集合（午後7時30分頃解散予定）
駅で解散予定
費用　二五〇〇円
持参品　弁当（水筒）雨具
申込み　7月15日まで
主催　越谷市ハイキングクラブ
指導　越谷市教育委員会社会教育課
電話64－二二一一　内線二八

清里高原でキャンプを楽しもう

とき　8月7日（日）～8日（月）の1泊2日
ところ　山梨県・韮崎市清里キャンプ場
対象・清里高原の学校3年生以上
・野外活動に興味のある方
参加費・大人……一〇〇〇円
（高校生以上）
・小人……六〇〇円
定員　一五〇名（先着順）
持参品　弁当（夕食朝食）雨具
食器類　洗面具　健康保険証　米　その他
申込み　7月9日（土）まで
参加者を添えて教育委員会社会教育課へお申込みください。電話64－二二一一　内線四二四

若者のための野外キャンプ

とき　7月23日（土）～24日（日）の2泊3日
ところ　長野県・軽井沢野鳥の森
対象　一般青年男女
参加費　六〇〇〇円
定員　一〇〇名（先着順）
受付　7月1日（金）から
主催　越谷市青年団
申込み　参加費を添えてお申込みください。
参加費・大人……一〇〇〇円（高校生以上）
・小人……六〇〇円（小学生）
定員　一五〇名（先着順）
持参品　弁当（夕食朝食）雨具
食器類　洗面具　健康保険証　米　その他
申込み　7月9日（土）まで
参加者を添えて教育委員会社会教育課へお申込みください。電話64－二二一一　内線四二四

浦和・大崎公園へサイクリングしよう

とき　7月17日（日）
※雨天の場合は中止
コース　市役所～三郷市～草刈～大崎公園～岩槻～市役所
集合　市役所（午前8時）
解散　（午後5時）
対象　小学5年生以上の男女
参加費　大人……一〇〇〇円（高校生以上）
小人……六〇〇円（小学生）
持参品　弁当（夕食朝食）雨具
食器類　洗面具　健康保険証　米　その他
申込み　7月9日（土）まで
参加者を添えて教育委員会社会教育課へお申込みください。電話64－二二一一　内線四二四

公民館でコミュニティづくり

▽ゆかた・の着付教室
習慣のゆかた姿が機会少なくなります。今年の夏ゆかた姿を楽しく着こなそう。
とき　7月23日（土）
午前9時30分～11時30分まで
ところ　出羽公民館（☎82－二八九九）
▽正しいラジオ体操・市民健康体操の講習会
とき　7月17日（日）
午後1時30分～3時30分まで
ところ　桜井小学校体育館
対象　子ども会リーダー・育成会役員・スポレク推進委員、その他体操に興味ある指導的立場の方
参加費　無料
申込み　7月14日（木）までに公民館へ申込みください。
▽楽しい家族キャンプのつどい
8月5日～7日、長野県蓼科高原で行う予定です。くわしくは次号の広報こしがやでお知らせします。
蒲生公民館　南蒲生二五五（☎一九五五）
▽第1回蒲生区スポーツ大会の集合ソフトボール大会
とき　7月17日（日）24日（日）
午前9時～
ところ　西中学校校庭および第3年酒盃広場
対象　蒲生区の住民で16歳以上チーム　各自参加（何チームでも可）
参加費　1チーム五〇〇円
申込み　7月14日（木）までにメンバー表を添えて公民館へ
人数制限　
とき　7月31日（木）
午後1時～4時まで
ところ　蒲生公民館大会議室
▽青少年活動協会の講演会に参加しましょう
青少年活動協会の講演会を次のとおりおこないますので、ふるってご参加ください。
とき　7月23日（土）
午前10時～12時まで
※雨天の場合は会館に連絡
人数　各団体5名以上（幼児りカマを持参）
ところ　新方小学校体育館
川柳公民館　川柳町二四八五（☎一八二一三）
場所　新方小学校体育館
大袋公民館　大竹一二〇一一（☎一三五五一）
とき　7月19日（土）
午後1時～4時30分まで
ところ　蒲生小学校体育館
対象　子どもから若者まで
指導　ママさん体操クラブ
蒲生公民館　蒲生新町四一九（☎一〇六六〇）
大沢公民館　大沢二一二一〇（☎一五八〇〇）
増林公民館　増林二八六九（☎二一八五五）
越ケ谷公民館　越ケ谷一一〇一一（☎一二〇九三）
南越谷公民館　蒲生三一五〇（☎一三一五〇）
大相模公民館　大竹町一三三五（☎四八九－七三七〇）
中央公民館　越ケ谷四－二一一（☎二二一一内線四一八）
新方公民館　新方町二五七（☎一八九一）
▽正しいラジオ体操・市民健康体操の講習会
とき　7月19日（日）
午後1時30分～3時30分まで
ところ　新方小学校体育館
あなたも楽しみませんか。初心者大歓迎。
対象　
とき　7月23日（土）
午後1時30分～3時30分まで
ところ　新方小学校体育館
マーニャスクラブ風船教室
あなたも楽しみませんか。初心者大歓迎。
対象　
とき　7月23日（土）
午後1時～3時まで
※雨天の場合は会館に連絡
人数　各団体5名以上（幼児りカマを持参）
場所　新方小学校体育館
川柳公民館　川柳町二四八五（☎一八二一三）
大袋公民館　大竹一二〇一一（☎一三五五一）
蒲生公民館　蒲生新町四一九（☎一〇六六〇）
大沢公民館　大沢二一二一〇（☎一五八〇〇）
増林公民館　増林二八六九（☎二一八五五）
越ケ谷公民館　越ケ谷一一〇一一（☎一二〇九三）
南越谷公民館　蒲生三一五〇（☎一三一五〇）
大相模公民館　大竹町一三三五（☎四八九－七三七〇）
中央公民館　越ケ谷四－二一一（☎二二一一内線四一八）

みんなのひろば

市内小中学校の創立年月日

市内には、現在小学校が二十四校、中学校が九校ありますが、この中には、百年あまりの歴史をもった学校もあります。
明治五年八月に「学制」が公布され、現在の越谷市内にも、つぎつぎと小学校ができました。このころの学校は、お寺を仮の小学校として使い、校舎を新しく建てたものは、まだありませんでした。

先生の数も一校に二人、生徒は六十五人あまりが平均で、その生徒、女の先生は、このころはまだ一人もいませんでした。

1 出羽小学校　明治5年10月
2 大袋小学校　明治6年4月1日
3 越ヶ谷小学校　明治6年5月15日
4 蒲生小学校　明治6年7月20日
5 増林小学校　明治6年10月17日
6 大相模小学校　明治8年11月
7 狭島小学校　明治8年11月16日
8 新方小学校　明治8年
9 大沢小学校　明治10年2月7日
10 桜井小学校　明治19年4月3日
11 東中学校　昭和32年4月1日
12 中央中学校　昭和34年4月1日
13 南中学校　昭和35年4月1日
14 北中学校　昭和35年4月1日
15 西中学校　昭和38年4月1日
16 川柳小学校　昭和42年4月1日
17 南越谷小学校　昭和43年4月1日
18 新越谷小学校　昭和43年4月1日
19 東越谷小学校　昭和45年4月1日
20 大沢北小学校　昭和46年4月1日
21 大袋北小学校　昭和47年4月1日
22 富士中学校　昭和47年4月1日
23 蒲生南小学校　昭和48年4月1日
24 北越谷小学校　昭和48年4月1日
25 大袋東小学校　昭和48年4月1日
26 北陽中学校　昭和49年4月1日
27 平方小学校　昭和50年4月1日
28 弥栄小学校　昭和50年4月1日
29 大間野小学校　昭和50年4月1日
30 宮本小学校　昭和51年4月1日
31 西方小学校　昭和51年4月1日
32 栄進中学校　昭和51年4月1日
33 光陽中学校　昭和52年4月1日

こどもクイズ

〔第62回問題〕（なぞなぞ）

みんなが1つ、2つ、山をもちあるいている動物はなんでしょう。

1. かならず官製ハガキでお答えください。
2. 住所、名まえ、学年、学校名をはっきりかいてください。
3. しめきりは7月15日消印のものまでとします。
4. 送り先は、越谷市越ケ谷4丁目2番1号　郵便番号343 越谷市役所内 広報課こどもクイズ係まで。
5. 正解者10名のみなさんに賞品をおくります。正解者多数の場合は抽せんです。
6. 応募のできる人は、市内の小学校、中学校に通学しているみなさんです。
7. 当選者発表は8月15日号広報こしがやこどもコーナーに掲載します。

音楽を愛好する心を育てよう

市内小中学校歌唱音楽会

豊かな音楽性を養い、音楽を愛好する心を育てようと、市教育委員会、市教育研究会共催による市内小中学校歌唱音楽会が開かれました。小中学校を北、中、南とわけ、6月28日、大袋北小学校（北ブロック）、越ケ谷小学校（中ブロック）、蒲生小学校（南ブロック）の3会場で、ひごろの練習成果を発表しあいました。美しい歌声が会場いっぱいにひびきわたり、どの学校も他の参加校からわれんばかりの拍手がおくられていました。
この音楽会の代表校として7月1日、春日部市立粕壁小学校で開かれる埼玉県小中学校音楽会埼葛地区歌唱大会には、大沢小学校、大相模小学校、出羽小学校、東中学校の4校が参加します。

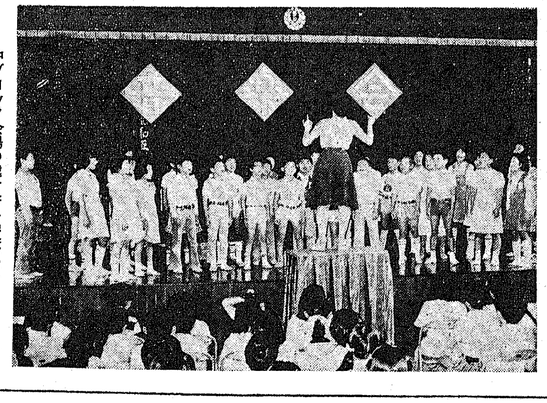

中ブロック会場の越ケ谷小学校にて

地名のおこり（19）

出羽地区（その二）

四町野は古くは在家（さいけ）ともよばれた古い集落のあった所で、越ケ谷郷の中心でしたが江戸時代目光街道の宿場として新たに越ケ谷町が造成されてからは、四町野村と名づけられました。ここには神明、根通り、四町野などの小名が残っています。
また、谷中村は出羽堀にそった所で、低い土地という意味ですが、もと四町野村の一部でした。そして、谷中村として独立したのは元禄八年（一六九五）のことです。
この出羽村は昭和二十九年に越谷町に合併し現在出羽地区とよばれておりますが、ここにもたくさんの伝説が残されています。その一つに谷中の三ツ谷地蔵があります。越ケ谷から赤山街道を鳩ケ谷に向って二キロメートルほど行くと、出羽堀のかたわらにこの地蔵がたてられています。これは貴谷中に覚心法師という坊さんがいて、旅をしながら困った人を助けたりしていました。ところが今からおよそ二四〇年前の元文二年（一七三七）に悪人のために殺されました。そこで覚心法師ゆかりの人が、これを葬ってたてたのがこの地蔵です。願いごとをたのめば何でもかなえてくれるというので、今でも参詣する人びとが多いとのことです。
また、谷中の観音堂には、戦争で傷ついたよろい姿の兵士二人をのせた、幅一メートルほどの古い絵馬があります。この白馬の絵馬は谷中の人びとの守り神とされています。ことに日清日露の戦争のとき負傷した谷中の出征兵士は、絵馬からぬけでてきたこの白馬に着病されて全快したと伝えます。このほか、今の七左町大沼に、会田七左衛門が再建したといわれる大沼大明神という神社がありますが、これは兵（ものふ）神社とも呼ばれ、いくさの神様とも伝えています。みなさんもこうした言い伝えを今のうちに調べておきましょう。

越谷のれきし

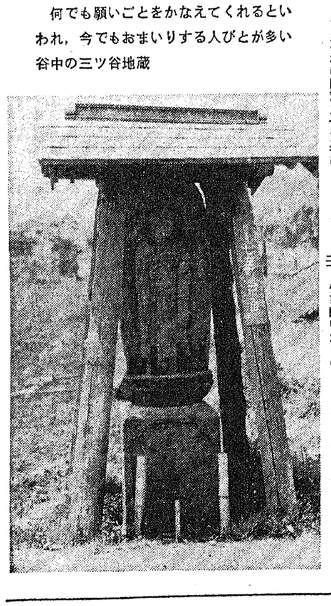

何でも願いごとをかなえてくれるといわれ，今でもおまいりする人びとが多い谷中の三ツ谷地蔵

健康メモ

（シリーズ6）

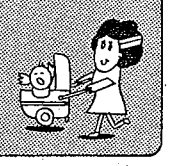

小児の頭部外傷〈その2〉

けがをした時はどんな様子でしたか？その後の状態は……

今回は頭の骨折と頭がい内出血についてお話しいたします。

その前に頭皮下血腫（こぶ）についてふれておきましょう。頭を打った時できるこぶは、大抵数日で自然に吸収されてしまいます。しかし、それ以上たっても小さくならず、むしろ大きく、柔らかくなるような場合特に乳幼児では、そのために貧血を起こしたり、ショック状態になる事があります。この様な時は、子どもさんの様子をよく観察して医者に診てもらうことが必要です。

けがをした時の様子をよくみてあげてください

〈頭がい骨の骨折〉

小児では、頭がい骨の半周にも及ぶ派手な骨折や、ピンポン玉で押したような骨折が起こるのが特徴とされています。

しかし、お子さんが頭がい骨骨折と診断されたからといって、決してあわてることはありません。骨折があっても普通は何ら障害を起こさないからです。小児は大人と違って骨に弾力性があり、骨の噛み合わせ（縫合）もゆるいため、外力を吸収し脳に大きな障害をもたらすことは少ないものなのです。

では、どんな時に注意が必要かというと

①骨折線が広がってくる場合
②骨が陥没して脳を傷つけたり、押したりしている場合
③頭がい内に血腫を作ってくる場合

です。

幼小児では大きな骨折のある場合は、2～3か月後にレントゲン検査をして骨折線が広がっていないかどうか（進行性頭がい骨骨折）、確認をしてもらう必要があります。

骨折片が脳につき刺さったり、脳の一部を押す様に陥没している場合は、のちに感染とかてんかんの発生をみることがあります。このような場合は早期に手術を行います。

〈頭がい内血腫〉

脳に傷ができて、脳の表面の血管が切れて血液が頭の中にたまってくる場合には、大抵けがの直後から意識がなく、嘔吐をくり返したり、片麻痺が起こったりします。この場合はお母さんがただちに病院につれてきて医者に診てもらわなければなりません。

さて、乳幼児で、軽度の外傷後、3～4日を経てまれに頭がい内に血腫を作り、不気嫌とかケイレンという形で症状があらわれることがあります。この様な場合、すみやかに受診することが必要になりますが、お子さんのけがの状況、その後の状態をよくは握して正確に話せる様にしておくことが大切です。

お子さんはたびたび頭をうっているものです。一回の外傷で血腫を作ったりすることは少ないのですが、小さい外傷の積み重ねで急激に症状が出たりしますので、やはりふだんのお母さんの注意が大事になります

しかし、あまり神経質になる必要はありません。今までお話しした様な致命的な事になる割合は非常に少ないのです。

ベテランの脳外科医でも、頭を打った後、意識がはっきりしている意識清明期に、今後このお子さんに血腫ができるかどうかは予想しがたいものです。一番大切なのは、お母さんの病気に対する知識と冷静な観察（すなわち意識の状態、ケイレンの有無、四肢の運動障害等）です。

――越谷市立病院　脳外科――

※お母さんの健康メモは切りとってスクラップしておくと便利です。

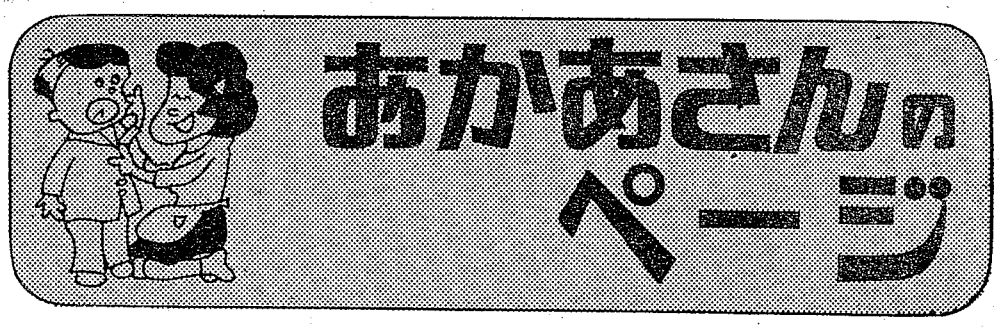

燃えるごみの収集日が一部変更になります

7月4日から

燃えるごみの収集は、週二回各地区を回っていますが、七月四日から収集日が一部変更になります。

収集区域図を参考のうえ、該当地区の方はお間違いのないように出してください。

（A）地区……月・木曜日収集
（B）地区……火・金曜日収集
（C）地区……火・金曜日収集
（D）地区……火・金曜日収集
（E）地区……月・木曜日収集
（F）地区……水・土曜日収集

※その他の地区は従来どおりです。なお、収集区域図の太線を境にして収集日が異なります。

詳しくは市清掃課業務係（電話64―二二一一内線三九〇）まで問い合せください。

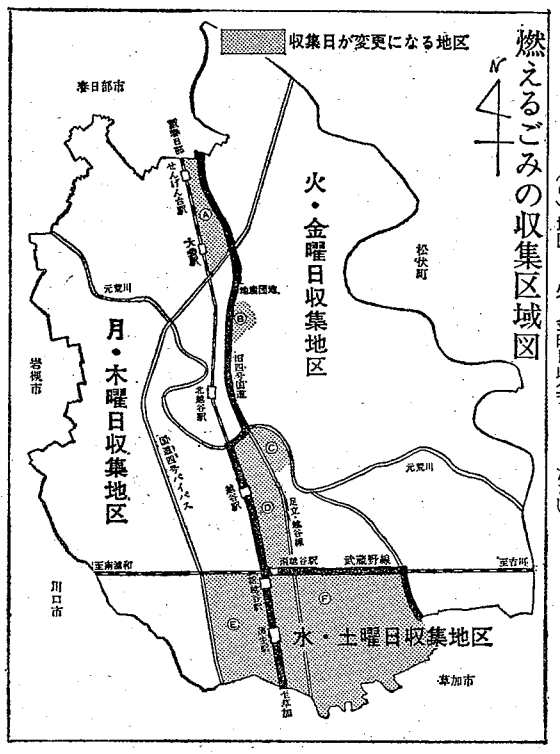

愛の献血を……

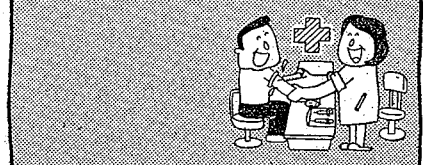

- 7月12日（火）　川柳公民館（10：00～11：30）
  増林公民館（13：00～15：00）
- 7月15日（金）　大袋公民館（10：00～11：30）
  荻島公民館（13：00～15：00）
- 7月18日（月）　蒲生公民館（10：00～15：00）

問い合せは午前中に市衛生課へ
電話 64―2111 内線254～256

"じょうぶな赤ちゃんを"
若妻学級を開催します

対象者　妊娠可能な婦人および妊婦
定員　五〇名（先着順）
申込期間　七月一日～七月十五日
申込場所　市衛生課予防衛生係電話64―二二一一内線二五四～二五六
※電話は、午後から係員が不在のため午前中にお願いします。

△日程▽
七月二十五日（月）　妊娠の生理、妊娠中の保健
二十六日（火）　妊娠中の栄養、妊娠中の異常
二十七日（水）　分娩の準備、分娩、産褥期
二十八日（木）　新生児の保育
二十九日（金）　家族計画

会場　市役所五階第一会議室
時間　午後一時三〇分～三時三〇分
持参するもの　筆記用具、母子健康手帳

おかあさんのページ　おかあさんのページ

親子で消費生活を考えよう
親子消費者教室を開催します

市では、親と子が共に消費生活について学び、健康で安全にくらしていくことを目的に次のとおり親子消費者教室を開催します。

夏休み期間中の5日間、親子で勉強してみてはいかがですか。

募集人員及び対象者…原則として親子1組と50組程度、ただし小学生を対象とします
受講料……無料
申し込み……電話または官製はがきに、①住所、②保護者名　③児童名　④学校名　⑤学年　⑥自宅電話番号を記入の上、〒343 越谷市越ケ谷4―2―1越谷市役所内商工課消費生活係（電話64―2111内線211、264）
申し込み締切り…7月23日（定員になり次第締切ります）

全日程を受講された方には修了証書をお渡しします。

※なお7月28日第1回の開催日には次のものをご用意ください。
割りばし（3ぜん）輪ごむ（30本）ナイフ（肥後の守ナイフ等かみそり刃でないもの）はさみ、ストロー（2本）

―親子消費者教室日程表―

回数	月日	時間	場所	内容
1	7月28日（木）	午前10：00～12：00	市役所5階大会議室	遊びの学校
2	8月4日（木）	午前10：00～12：00	〃	商品等の正しい知識
3	8月8日（月）	午後1：00～3：00	市立福祉会館料理教室他	無添加のおやつ作り
4	8月19日（金）	午前10：00～12：00	市役所5階大会議室	商品テストと映写会
5	8月26日（金）	午前10：00～12：00	〃	遊びの学校

昭和52年度　消費者教室を開催

市と越谷市くらしの会では、消費者教室を開催します。七月十三日を初回に五回行われますが、全課程を受講された方には修了証書が授与されます。受講料は無料です。

第一回目
とき　7月13日(水)午後1時30分
ところ　市役所5階大会議室
テーマ　「世界の資源・エネルギーは果たして限りがあるのか」
講師　法政大学教授　花原二郎先生

なお二回以降の日程等については広報こしがやでお知らせします。

詳しくは、市商工課消費生活係（電話64―二二一一内線二二一・二六四）

市民の合いことばをつくりましょう

越谷市がスタートしてから来年で20年になります。これを機会に私たちみんなの"努力目標"や"合いことば"ともいうべき市民憲章をつくり、また市の歌や市の花、市の木をきめ、こしがやの自然を守り、育て、健康で明るいまちづくりを進めていきましょう。

これは市民のみなさんでつくっていただくものです。そこで各地区30名ずつ合計390名の地区制定準備委員さんを募集します。どしどしご応募ください。

なお委員の仕事としては、市民憲章の制定についていろいろなご意見やアイデアをお気軽に出していただくことをお願いするものです。

応募資格……越谷市民及び市内の事業所等に勤務している方、月2～3回ぐらい会合に出席できる方
応募期間……7月9日（土）まで
応募方法……住所、氏名、年齢、職業、電話番号、勤務先または連絡先を明記して、はがきまたは直接市庶務課まで申し込みください。
申し込みと問合せ…越谷市民憲章等制定委員会事務局（市庶務課庶務係内）住所　越ケ谷4-2-1
電話　64―2111　内線317

市内産直！野菜の「朝市」

○7月2日、7月16日　市福祉会館東側道路上
雨天の場合は翌日の日曜日
○7月9日　登戸町児童公園
雨天の場合は中止
時間はいずれも午前6時から8時頃までです。

施設めぐり参加者募集（7月定例）

とき　7月28日（木）午前9時市役所地下和室に集合（解散は午後4時頃）
見学施設　見田方遺跡公園、県立青年の家、給食センター、東部清掃組合、宮内庁埼玉鴨場、北部浄水場
定員　30名（先着順）

参加希望者は7月15日までに、ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、市役所広報課へお申し込みください。

※当日の昼食は各自ご用意ください。

問い合せ先　市役所広報課広聴係
電話　64―2111　内線583

（発行・埼玉県越谷市役所　編集・企画部広報課　越谷市越ケ谷四丁目二番一号　郵便番号三四三）電話0489―64―二二一一